

改正案	現行
<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九の二 (略)</p> <p>十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備</p> <p>十の二 設備規則第四十九条の六の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十の三 (略)</p> <p>十一 設備規則第四十九条の六の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二 設備規則第四十九条の六の三第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が二二〇ワット以下のもの</p> <p>十一の二の二 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九の二 (略)</p> <p>十 設備規則第四十九条の六の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十の二 削除</p> <p>十の三 (略)</p> <p>十一 設備規則第四十九条の六の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備</p> <p>十一の二 設備規則第四十九条の六の三第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第二十四条第三項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が二二〇ワット以下のもの</p> <p>十一の二の二 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>

十一の四 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の五・十一の六 (略)

十一の六の二 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の七 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の八 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの (次号に掲げるものを除く。)

十一の四 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の五・十一の六 (略)

十一の六の二 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の七 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の八 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの (次号に掲げるものを除く。)

十一の八の二 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもののうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの

十一の九 設備規則第四十九条の六の五第一項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の十 (略)

十一の十の二 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十の三 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十の四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十一・十一の十二 (略)

十一の十三 設備規則第四十九条の六の六においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用

十一の八の二 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもののうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの

十一の九 設備規則第四十九条の六の五第一項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第二十四条第三項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の十 (略)

十一の十の二 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十の三 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十の四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十一・十一の十二 (略)

十一の十三 設備規則第四十九条の六の六においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用

するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップであつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の十四～十一の十八（略）

十一の十九 設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十（略）

十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十一～六十二（略）

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号の二、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一（略）

(1)・(2)（略）

するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第二十四条第七項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップであつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の十四～十一の十八（略）

十一の十九 設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備

十一の二十（略）

十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十一～六十二（略）

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一（略）

(1)・(2)（略）

する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17 設備規則第四十九条の六第二項若しくは第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備を除く。

19 ～ 21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用

にあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17 設備規則第四十九条の六の三第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の四第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の五第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、第四十九条の六の九第三項に規定する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 設備規則第四十九条の六の三第三項、第四十九条の六の四第三項、第四十九条の六の五第三項又は第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備を除く。

19 ～ 21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の

用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからすまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチ

11・111 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

様式 (略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第10号に掲げる無線設備	V T
第2条第1項第10号の2に掲げる無線設備	W
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 1の省令は、平成 年 月 日から施行する。

まで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

11・111 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

様式 (略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第10号に掲げる無線設備	W
(略)	(略)

(経過措置)

- 2| この省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第二項第十号に掲げる無線設備に係る旧規則様式第七号による表示は、この省令による改正後の証明規則（以下「新規則」という。）第二条第二項第十号の二に掲げる無線設備に係る新規則様式第七号による表示とみなす。